

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中城村

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	123.5%
全職員	92.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- \* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.2%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	98.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.7%
31～35年	—%
26～30年	92.0%
21～25年	91.9%
16～20年	95.3%
11～15年	87.5%
6～10年	97.4%
1～5年	90.0%

#### 【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、会計年度任用職員の割合が大部分を占めており、また約7割が女性会計年度任用職員のため、男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・2 (1)、(2) 欄について、該当する職員がないため記載なし。
- ・扶養手当や住居手当の支給対象となっている職員のうち、世帯主やその契約者となっている男性に支給されている場合が多く、給与の男女の差異に影響していると考えられる。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。